

横芝光町農業委員会 5月第1回定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日(月) 午後4時～午後4時45分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

主幹兼農政班長	林 栄
副主査	原田 悠佳子

6. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第2 議案第1号
農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第3 議案第2号
農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第4 議案第3号
農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第5 議案第4号
令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年5月第1回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	(山田副町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましてはこの後、公務のためここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 川島 理昭委員、8番 伊藤 博明委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の原田副主査を指名いたします。 次、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和4年5月9日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄 農地法第3条は、農地を農地のまま、貸し借りによる利用権の設定、売買や贈与等による所有権の移転等を行うものであります。 この3条は許可の要件があり、主なものは3つになります。まず一つ目が、効率よく農地利用ができるか、特に今回申請された農地を有効活用できるかを判

断していただきます。2つ目が、申請された農地を含め、耕作権を持つ農地の面積が50アールを超えるかどうか。3つ目が、年間作業日数が150日あるかどうかです。

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、1件です。

本件は経営規模拡大のための売買による所有権移転の申請です。なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、篠本 字 下埜の畑1筆、1, 838㎡です。植木畑として利用する予定です。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状態などから3条許可基準に適合していると考えられます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明をお願いしたいと思います。

6 番 6番 花澤です。この件は、譲渡人が後継者がおらず経営規模の縮小をしたため、経営規模の拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。

なお、既に植木が栽培されておりますが、譲渡人と譲受人の間で合意のうえであることを申し添えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

では質問がありませんので、異議なしと認めます。質疑を終了し、この案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和4年5月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次ページをご覧ください。

この農地法第4条は、自己の所有する農地を農地以外の用途にする、いわゆる農地転用をするというものです。農地転用の申請に対する許可は千葉県知事が行います。農地の位置付けや種類によって許可が可能かどうか、そのほか資金力や計画の実現性の有無、土地改良区域からの除外ができていないか、周辺農地への影響の程度などが許可のポイントになります。

町の農業委員会では、転用が許可に相当するかどうかについて議決をとりません。

カラー刷りの参考資料をご覧ください。先ほど農地の立地条件と話しをさせていただきました。緑色で薄く塗ってある農用地区域は、農業振興計画に位置付けされている農地で、農業振興計画というのは各市町村が農業振興を図るうえでいろいろ定めているもので、農用地区域となっていますと土地改良など農業公共投資の対象となり、農地転用は許可されません。農用地区域以外の農地は第1種から第3種の農地に分けられています。第1種は資料で黄色の部分、第2種が水色、第3種がピンク色になります。黄色の第1種農地は何かといいますと、農用地区域などを含めて10ヘクタール以上の農地の広がりがあるものがまず挙げられます。第3種農地はピンク色で資料の中でも小規模で、都市計画の用途地域指定や駅の周辺などの農地で、第1種農地と第3種農地に該当しない農地は基本的に第2種農地で、ほかに代わりとなる適当な土地が無い場合に農地転用が許可されます。第1種農地というのは、農用地区域に準じて厳しく農地転用が規制されており、第3種農地は原則として転用許可となります。つまり、第1種から第3種にかけて、転用の厳しさが緩和されている状況があります。このように農用地区域、農地の種別ということで模式図を示しています。

総会資料にお戻りください。これを踏まえまして許可をご審議いただければと思います。

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、新島字茶畑の畑2筆、2,084㎡のうち0.27㎡です。

申請地は、新島集会所の南へ300mの位置にあります。次ページから申請地として位置図、公図の写し、土地利用計画図があります。こちらも併せてご覧ください。

この施設は「営農型太陽光発電設備」であり、再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から農林水産省の担当局長通知により一時転用許可が得られるものとなっております。通常の太陽光発電施設は専ら太陽光発電を行うというなっていますが、営農型太陽光発電というのは発電パネルの下で野菜などを作付けすることで、農用地区域であっても一時転用ができるものとなっております。

この申請地は通常の太陽光発電はできない農用地区域ですが、営農型で許可が見込めます。資料にありますとおり過去に許可を得ていまして、平成28年7月14日、続いて令和元年6月25日、この場合の一時転用は3年間を限度として許可されるもので、今回が3回目にあたります。一時転用面積が0.27㎡となっておりますが、これはパネルなどの施設全体をいうのではなく、太陽光パネルを建てている柱の部分の面積になり、わかりづらいものとなっております。一番最後の計画図面で長方形の施設でところどころ黒い点になっていますが、これが支柱の部分になり、一時転用という特例的な扱いとなっております。

施設下部では落花生、そら豆、カブの作付けを予定しています。計画図面では51kwまでの発電が可能な施設ですが、実際は44kwに出力を下げて送電を行うものとなっております。

毎年、施設下部の農地における農作物の生産状況の報告が義務付けられており、かつて台風で被害を受けたことがありその際は作物ができなかったが、その後復旧し農作物の生産に取り組んでいる状況で現在に至っています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。本件は、申請者自身が営農をしながら太陽光発電を行う計画で、これまで6年間一時転用をしています。隣接農地所有者へ事業内容を説明済みで、土地改良区とも協議済みであることから、問題がないことと考えます。

議 長

説明が終わりましたので、この案件について質疑を許します。

質疑のある方は挙手をして発言をしてください。

10番

10番 下高原です。許可期間が3年間と定められているようですが、3年毎に更新という形ですか。

事務局

おっしゃるとおり3年ということになります。

10番

更新すればずっと続くということですか。

事務局

そうです。

10番

作物を作っているということは検査とか、確かにやっていますよと確認をする

という規則ですか。

事務局

報告に作物を作っている写真を添付しますし、また出荷伝票を資料として添付しますのでそれらで出荷を行っているあるいは栽培を行っているということを確認しています。以上です。

10番
議長

ありがとうございます。

ほかにありますか。それでは質疑を終了して、この案件について採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よってこの案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について、上程します。

事務局、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年5月9日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次ページをご覧ください。

農地法第5条は、先ほどの4条は自己の所有農地ということですが、5条は売買などによる所有権移転や、賃借権などの権利設定を伴う農地転用に対する許可です。

今回の5条の許可申請は、全部で5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、宮川 字 入後の畑、491㎡です。

転用の目的は隣接する工場従業員の駐車場13台分を整備するものとなります。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は入営農組合ライスセンターの北東約250mの位置にあります。

周辺の農地の集団性がなく、生産性が高くないため、第2種農地と判断でき、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

敷地は整地後、砂利敷均しとし、雨水は敷地内自然浸透としています。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、隣接土地所有者には事業を説明済みで特に異議はなかったとのこと。

工事期間は令和4年7月1日から8月31日までを予定しています。

土地代金、整地費等全額を自己資金により賄う予定です。金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして申請2件目から5件目までは同一事業になります。不動産業を行っている譲受人に22区画の宅地分譲用地として所有権の移転をするものです。

農地以外の雑種地などの地目2008.31㎡を含めた事業区域は7,158.81㎡となり、2件目から5件目までを合わせた農地は横芝字向根の田及び畑9筆、5,150㎡となります。

申請地②から⑤と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

各申請地は、JR横芝駅から南東へ約300mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれます。町への宅地開発事前協議申出書が提出済みで、両総土地改良区とも地区除外の協議が整い、排水路の使用についても許可を得ています。

申請地には、宅地造成に不足する34立方メートル分の山砂を搬入し、整地をします。隣接地境界にはブロック土留めを施工し、土砂・雨水の流出を防止します。汚水と雑排水は小型合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内貯留槽で一旦増えないよう流量調整を行った後、既設の道路側溝に接続する計画で、町から道路工事施工承認許可を得ております。

また、隣接農地所有者へは事業内容を説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和4年6月1日から12月31日までを予定しています。

工事代金、整地費等の全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 はい、ご苦労様でした。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

この中で1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7番 7番 向後です。本件は、工場の従業員用駐車場の増設で、土地改良の受益地ではなく、問題がないと考えられます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

異議が無いようですので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて2件目から5件目の案件については同一事業ですので、一括して担当委員の説明を求めます。

11番

11番 伊藤です。本件は、受益地からの除外及び排水放出について、土地改良と協議済みで意見書及び同意を得ています。排水対策上の対応もとっていますので、間違いがないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたので、2件目から5件目までの案件について、一括して質疑を許します。

異議が無いようですので、質疑を終了します。2件目から5件目の案件について一括採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目から5件目までの案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

日程第5 議案第4号 令和4年度 第1次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)が提出されたので本会の議決を求める。

令和4年5月9日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次ページをご覧ください。

まず、この利用集積とは何かですが、農業経営基盤強化促進法ということで、町の担い手や大規模農家を育成しようということで、国の法律に基づいた利用集積計画です。申請人が申請のあったものを担当課の産業課が精査し、町の利用集積計画案として諮問があったものです。この諮問に対して農業委員会が答申を出すといったものです。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、設定する者が貸し出し側、設定を受ける者が耕作者側となります。

利用権を設定する農地ですが、宮川 字 作間内及び入表の畑2筆、3, 555㎡、期間は1年となっています。

なお、本件については産業課から利用権を設定する者の話として補足の情

報がありました。利用権設定期間が1年間と短いものですが、これは利用権を設定する者すなわち農地を貸し出す側で相続により所有権移転を行ったため、前回結んでいた賃借契約を1年間延長するような形ということでした。この1年間に賃借を続けていくのかなど、詳しいところは今後利用権の設定を受ける者と相談をしながら決めていきたいということでした。続きまして新規設定2件目は、木戸台 字 里根、長倉字洞口の田33筆、9,550.87㎡、期間は10年と5ヶ月です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の再設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

なお、設定する権利は賃借権で、期間は10年5ヶ月となっています。

利用権を設定する農地は、栗山 字 東大谷、向ミコロタ、上堂面、関内、沢田、上野、籠作の田、10筆、計23,529㎡です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。

所有権を移転する農地は、二又 字 上ノ台の畑1筆、99㎡、売買により本年6月20日に引渡しの予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、すなわち町の農業の基本構想に適合し、経営規模あるいは農地の効率的利用、常時農作業に従事するなどの要件を満たしていると考えられます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ご苦労様でした。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。新規設定の案件についてこれから審議を行いますが、1件目の案件が調書にも書いてありますとおり、向後 隆輝委員に直接関係があり議事参与の制限に該当しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、向後委員には退室をお願いいたします。

(7番 向後 隆輝委員退室)

それでは新規設定1件目の案件について、質疑を許します。

意見がありません。異議が無いものとし質疑を終了し、新規設定1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

在席全員の賛成、よって新規設定1件目の案件は、原案のとおり決定いたしました。向後委員の入室を認めます。

(7番 向後委員入室)

向後委員に報告いたします。ただいまの案件は、原案のとおり決定いたしま

した。

それでは、新規設定2件目の案件について、質疑を許します。

質疑があれば挙手でお願いします。

質問が無いようですので、異議がないものと認めます。

新規設定2件目について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定2件目については、原案のとおり決定いたしました。

次に再設定の案件について、質疑を許します。

質疑なし。異議なしと認めますので質疑を終了し、再設定について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定については、原案のとおり決定いたしました。

次に所有権移転の案件について、質疑を許します。

質問なし。異議なしと認めて、採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって所有権移転については、原案のとおり決定いたしました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和4年5月第1回農業委員会定例総会を閉会します。